



平成 18 年 11 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社ダイイチ
代 表 者 名 代表取締役社長 小西保男
(JASDAQ・コード 7643)
問 い 合 せ 先 取締役企画IR兼経理担当 川瀬 豊秋
電 話 番 号 0155-24-5582 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 11 月 22 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 12 月 22 日開催予定の第 52 期定時株主総会に、付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の公告方法について、周知性の向上および公告手続きの合理化を図るために電子公告を採用することとし、あわせて電子公告ができない場合の措置を定めるものであります。
(変更案第 4 条)
- (2) 迅速かつ的確な意思決定を行うために取締役会の員数の最適化を図るものであります。
(変更案第 20 条)
- (3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたこと等に伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。
 - ① 単元未満株式の管理の効率化を図るため、権利を限定するための規定を新設するものであります。(変更案第 9 条)
 - ② インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主総会においてより充実した情報の開示ができるようにするための規定を新設するものであります。(変更案第 15 条)
 - ③ 株主総会に出席することができる代理人の数を 1 名に制限することを明確化するものであります。(変更案第 17 条)
 - ④ 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会における決議事項について、取締役会を開催せずに決議があったものとみなすことを可能とするための規定を新設するもの

であります。(変更案第 26 条)

⑤ 第 6 章に「会計監査人」の章を新設し、選任方法、任期、報酬等の規定を新設するものであります。(変更案第 39 条～第 42 条)

(4) 以上の変更に加え、会社法の施行に伴い、引用する法律条文や用語の変更を行うこととあわせ、章・条の構成、条数、一部表現の変更等を行うものであります。

(5) なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で、当社定款には、以下の定めがあるものとみなされております。

- ・当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の定め。
- ・当社は、株券を発行する旨の定め。
- ・当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程(予定)

平成 18 年 12 月 22 日(金) 定時株主総会決議日

平成 18 年 12 月 22 日(金) 効力発生日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は、株式会社ダイイチと称し、 英文では DAIICHI CO.,LTD.と表示 する。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目 的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 総合食料品の製造、仕入ならびに販売 事業2. 日用品全般の仕入ならびに販売事業3. 書籍、雑誌、文房具の販売事業4. 貸ビデオ事業5. 衣料用繊維製品の仕入ならびに販売事 業6. 家庭用電化製品の仕入ならびに販売事 業7. ペット用品、ペットフードの仕入なら びに販売事業8. 酒類、煙草、印紙の販売9. 園芸店の経営10. プレイガイドの経営11. 旅行斡旋業12. 金銭の貸付および金銭の貸借の媒介な らびにクレジットカード取扱業13. 前各号の関連する一切の事業 <p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を北海道帯広市に置 く。</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告により行 う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p style="text-align: center;"><u>(発行する株式の総数)</u></p> <p>第5条 当社の<u>発行する株式の総数</u>は、 12,000,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を<u>買受ける</u>ことができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(1単元の株式の数)</u></p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、100株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;"><u>(1単元の株式の数未満の株券)</u></p> <p>第8条 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない</u>。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">2 <u>やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p style="text-align: center;"><u>(発行可能株式総数)</u></p> <p>第5条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、 12,000,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定により、取締役会の決議によって<u>市場取引等により自己株式を取得</u>することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(単元株式数)</u></p> <p>第7条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(株券の発行)</u></p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p style="text-align: center;">2 <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;"><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第9条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p style="text-align: center;"><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p>第 9 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および<u>株券喪失登録簿</u>は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株式の名義書換、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録および単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取り扱わせ</u>、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 当社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する請求、届出の手續および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会</u>の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 11 条 当社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その<u>期</u>の定時株主総会において権利を行使できる株主とする。</p>	<p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第 10 条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、<u>公告</u>する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿</u>は、<u>株主名簿管理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し</u>、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当社が<u>発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるもの</u>のほか、<u>取締役会</u>において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 12 条 当社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その<u>事業年度に関する定時株主総会</u>において権利を行使<u>ことができる株主とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 前項のほか、<u>必要があるときは</u>、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会 (招集の時期)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、<u>必要がある場合に、随時これを招集する。</u></p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合のほかは、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、議長となる。<u>ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u></p>	<p>2 前項および本定款に定めるもののほか、<u>必要がある場合は</u>、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、<u>必要がある場合に招集する。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が<u>株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 <u>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証する書面を当会社に提出<u>することを要する。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、<u>議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (新 設)</p> <p>(取締役の員数および選任方法)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、<u>20名以内とし、株主総会で選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(累積投票の排除)</p> <p>第18条 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>2 <u>会社法第309条第2項の定めによるべき株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出<u>しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果<u>ならびにその他法令に定める事項を記載する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 <u>(取締役会の設置)</u></p> <p><u>第19条 当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数および選任方法)</p> <p>第20条 当会社の取締役は、<u>12名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(累積投票の排除)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 <u>19</u> 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 <u>20</u> 条 当会社を代表する取締役は、取締役会決議により選任し、その員数は、3 名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2 取締役会の決議により取締役社長 1 名を選任し、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および相談役各若干名を置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集者、議長および招集通知)</p> <p>第 <u>21</u> 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。<u>ただし取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>2 取締役会を招集するときは、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対しその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第 <u>22</u> 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって<u>これを行う。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 <u>22</u> 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 <u>23</u> 条 当会社は、取締役会の決議によって、<u>代表取締役を選定し、その員数は、3 名以内とする。</u></p> <p>2 <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>3 取締役会の決議によって、<u>取締役社長 1 名を選定し、または必要に応じ、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および相談役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者、議長および招集通知)</p> <p>第 <u>24</u> 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、<u>他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第 <u>25</u> 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 23 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 24 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (新 設)</p> <p>(監査役の員数および選任方法)</p> <p>第 26 条 当社の監査役は、4 名以内とし、株主総会で選任する。</p> <p>2 監査役の選任の決議は、<u>総株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これ</u>を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p>第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合に、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>を記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける<u>財産上の利益</u> (以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 <u>(監査役および監査役会の設置)</u></p> <p>第 30 条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数および選任方法)</p> <p>第 31 条 当社の監査役は、4 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 27 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 28 条 監査役は、<u>互選により常勤監査役</u>を 1 名以上定める。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 29 条 監査役会を招集するときは、会日の 3 日前までに各監査役に対し、その通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第 30 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 31 条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 32 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第 33 条 監査役の報酬および<u>退職慰労金</u>は、株主総会の決議<u>をもってこれを定める</u>。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第 32 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 33 条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役</u>を 1 名以上選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定め<u>がある</u>場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 36 条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果<u>ならびにその他法令に定める事項</u>を記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 38 条 監査役の報酬<u>等</u>は、株主総会の決議<u>によって定める</u>。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第 6 章 会計監査人
(新 設)	<u>(会計監査人の設置)</u>
(新 設)	第 39 条 当社は、 <u>会計監査人を置く。</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の選任)</u>
(新 設)	第 40 条 会計監査人は、 <u>株主総会の決議によ</u>
(新 設)	<u>って選任する。</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の任期)</u>
(新 設)	第 41 条 会計監査人の任期は、 <u>選任後 1 年以</u>
(新 設)	<u>内に終了する事業年度のうち最終のも</u>
(新 設)	<u>のに関する定時株主総会の終結の時ま</u>
(新 設)	<u>でとする。</u>
(新 設)	2 会計監査人は、 <u>前項の定時株主総会</u>
(新 設)	<u>において別段の決議がされなかったと</u>
(新 設)	<u>きは、当該定時株主総会において再任</u>
(新 設)	<u>されたものとみなす。</u>
(新 設)	<u>(会計監査人の報酬等)</u>
(新 設)	第 42 条 会計監査人の報酬等は、 <u>代表取締役</u>
(新 設)	<u>が監査役会の同意を得て定める。</u>
第 6 章 計 算	第 7 章 計 算
(営業年度および決算期)	(事業年度)
第 34 条 当社の <u>営業年度</u> は、毎年 10 月 1	第 43 条 当社の <u>事業年度</u> は、毎年 10 月 1
日から翌年 9 月 30 日までとし、各營	日から翌年 9 月 30 日までとする。
業年度の末日を決算期とする。	(期末配当金)
(利益配当金)	第 44 条 当社は、 <u>株主総会の決議によつて</u>
第 35 条 利益配当金は、 <u>毎決算期の最終の株</u>	<u>毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記</u>
主名簿に記載または記録された株主ま	<u>載または記録された株主または登録株</u>
たは登録質権者に対し支払うものとす	<u>式質権者に対し金銭による剰余金の配</u>
る。	<u>当 (以下「期末配当金」という。)を支</u>
(新 設)	<u>払う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当金)</p> <p>第 <u>36</u> 条 当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、<u>商法第293条ノ5</u>に定める<u>金銭の分配</u>（以下<u>中間配当</u>という。）を<u>行う</u>ことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第 <u>37</u> 条 <u>利益配当金</u>および<u>中間配当金</u>が支払開始日の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>	<p>(中間配当金)</p> <p>第 <u>45</u> 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項</u>に定める<u>剰余金の配当</u>（以下「<u>中間配当金</u>」という。）を<u>する</u>ことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第 <u>46</u> 条 <u>期末配当金</u>および<u>中間配当金</u>が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>

以 上